

## 林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱

### 1 目的

熱中症については、国が策定した「第12次労働災害防止計画」を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示した「林材業労働災害防止計画（5ヵ年計画）」の重点対策の一つとして掲げ、平成25年度から「熱中症の予防対策の徹底」を実施してきたところである。

その結果、平成20年から24年までの5年間に発生した熱中症死亡者は7人（林業5人、木材製造業2人）、平成25年から平成28年速報値までの4年間に熱中症による死亡者は2人（林業）と減少しているものの、熱中症による死亡災害が発生している状況である。

このため、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、林材業労働災害防止計画の最終年となる平成29年の下記期間において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開することにより、重点的な取組を推進し、今後の効果的な対策の推進の端緒とする。

### 2 実施期間

平成29年5月1日から平成29年9月30日までとする。

なお、4月を準備期間、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

### 3 主唱者

林業・木材製造業労働災害防止協会

### 4 実施者

林業・木材製造業労働災害防止協会本部・支部(分会)及び会員事業場事業主  
林業及び木材製造業団体加入の会員事業場事業主

### 5 林業・木材製造業労働災害防止協会本部の実施事項

- (1) 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成・配付する。
- (2) 月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等により広報周知する。
- (3) 熱中症予防に資する周知啓発資料については都道府県支部を通じ、会員事業場へ配付する。
- (4) 本キャンペーンを効果的に推進するために林材業関係団体へ協力要請する。

### 6 林業・木材製造業労働災害防止協会支部(分会)の実施事項

- (1) 別添通知文を会員事業場へ周知するとともに、本部が作成した熱中症予防に資する周知啓発資料の配付、啓発及び指導する。
- (2) 労働基準行政機関及び安全管理士等と実施する合同安全パトロール等の機会を通

じ、事業場へ熱中症の予防について啓発・指導する。

## 7 会員事業場の実施事項

### (1) 準備期間中に実施すべき事項

#### ア WBGT値(暑さ指数)の把握準備

測定器についてはJIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したものを準備することが望ましい。

#### イ 作業計画の策定

夏期の暑熱環境下においては、休息時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等に配慮した作業計画について、あらかじめ検討策定を行う。

#### ウ 設備対策の検討(林業は除く。)

WBGT値(暑さ指数)が基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。

#### エ 休憩場所の確保の検討(林業は除く)

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は臥床することのできる広さのものとする。

#### オ 服装等の検討

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備することが望ましい。

#### カ 教育研修の実施

各級管理者、作業者に対する教育を実施する。  
本部から配付されたリーフレット等活用する。

#### キ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

### (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

#### ア 共通事項

(ア) 夏期の暑熱環境下で連続して作業を行うときは、作業の休息時間を一定時間ごとに十分に確保すること。

(イ) 夏期の暑熱環境下で作業するときは、熱への順化(熱に慣れ当該環境に適応するまで7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする)の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから配慮すること。

また、熱へのばく露時間が中断すると4日後には順化の顕著な喪失がはじまることに留意すること。

(ウ) 高温多湿作業場所において作業するときは、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中も定期的(20~30分ごと)に摂取すること。

(エ) 高温多湿作業場所において作業するときは、透湿性及び通気性の良い服装を

着用すること。

また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備することが望ましい。

- (オ) 高温多湿作業場所において作業させるときは、糖尿病、高血圧、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒等、下痢等の疾病を有する者に対しては、熱中症の発症に影響をおよぼすおそれがあることから、医師等の意見を踏まえ、必要があるときは、就業場所の変更、作業の転換等を行うこと。
- (カ) 日頃から、作業者に対し、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の災害事例などについて、労働衛生教育を実施すること。
- (キ) 作業開始前に作業者の健康状態を確認すること。また、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等が熱中症に影響があることを指導するとともに、作業開始前に健康状態を確認し、必要に応じ作業の配置換えを行うこと。
- (ク) 作業中は巡視を行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認すること。また、複数の作業者による作業においては、作業者がお互いの健康状態について留意すること。
- (ケ) 職場巡視を行い、定期的に水分及び塩分の摂取状況及び健康状態を確認すること。
- (コ) 少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、体温が高い場合には、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるように努めつつ、病院に搬送するなどの措置をとること。
- (サ) 期間中はリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行うこと。

#### イ 林業における取組事項

- (ア) 作業当日の気温条件、作業内容、作業者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間を確保すること。
- (イ) 作業現場が変わるたびに、緊急時の連絡ができるよう携帯電話等の通話可能区域を確認すること。
- (ウ) 1人作業は、熱中症が起きても発見が遅れ、手遅れになるおそれがあるので複数以上で作業すること。
- (エ) 熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、後頭部を日射から守る日除け布（首の後ろに使用）などを活用すること。
- (オ) 汗をかいたときは、タオルなどでよく拭き、汗を吸収した下着はこまめに交換すること。

#### ウ 木材製造業における取組事項

- (ア) 高温多湿な作業場所には、適度な通風又は冷房を行うための設備を設けることが望ましい。
- (イ) 高温多湿な作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩

場を確保することが望ましい。

- (ウ) 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品又は設備を確保することが望ましい。